

平成十六年法律第七十四号

総合法律支援法
基本理念

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備（第二条）
第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備（第二条）	第三章 日本司法支援センター（第三条）
第三章 日本司法支援センター（第三条）	第一節 総則（第一節）
第一節 総則（第一節）	第一款 通則（第一款）
第一款 通則（第一款）	第二款 日本司法支援センター評議会（第二款）
第二款 日本司法支援センター評議会（第二款）	第三款 設立（第三款）
第三款 設立（第三款）	第四款 業務運営（第四款）
第四款 業務運営（第四款）	第五款 業務（第五款）
第五款 業務（第五款）	第六款 審査委員会（第六款）
第六款 審査委員会（第六款）	第七款 中期目標等（第七款）
第七款 中期目標等（第七款）	第八款 条の二（第八款）
第八款 条の二（第八款）	第九款 第四十三条～第四十九条の二（第九款）
第九款 第四十三条～第四十九条の二（第九款）	第十款 第五十二条～第五十五条（第十款）
第十款 第五十二条～第五十五条（第十款）	附則（第十款）
附則（第十款）	第一章 総則（第一章）
第一章 総則（第一章）	（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化

に伴い、法による紛争の解決が一層重要ななること

に鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士以外の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とする者が身近に受けられるようにするための組織及び運営について定め、もつてよ

り自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備（第二章）	（情報提供の充実強化）
（情報提供の充実強化）	第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられる法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化が図られなければならない。（民事法律扶助事業の整備発展）
第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、資力の乏しい者その他の法による紛争の解決に必要なサービスの提供を求めることに困難がある者にも民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。以下同じ。）及び行政不服申立手続（行政不服審査法（平成二十六年法律第十八条号）による不服申立ての手続をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）の利用をより容易にすることに鑑み、その適切な整備及び発展が図られなければならない。（国選弁護人等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保）	第四条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、資力の乏しい者その他の法による紛争の解決に必要なサービスの提供を求めることに困難がある者にも民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。以下同じ。）及び行政不服申立手続（行政不服審査法（平成二十六年法律第十八条号）による不服申立ての手続をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）の利用をより容易にすることに鑑み、その適切な整備及び発展が図られなければならない。（国選弁護人等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保）
第四条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、資力の乏しい者その他の法による紛争の解決に必要なサービスの提供を求めることに困難がある者にも民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。以下同じ。）及び行政不服申立手続（行政不服審査法（平成二十六年法律第十八条号）による不服申立ての手続をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）の利用をより容易にすることに鑑み、その適切な整備及び発展が図られなければならない。（国選弁護人等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保）	第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士	（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための制度）
（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための制度）	第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、被害者等（犯罪により害を被つた者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。（被害者等の援助等）
第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、被害者等（犯罪により害を被つた者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。（被害者等の援助等）	第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第十号及び第三十二条第三項において同じ。）を行ふ者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。（国連）
第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第十号及び第三十二条第三項において同じ。）を行ふ者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。（国連）	第八条 国は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）

第八条 国は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）	（法的上の措置等）
（法的上の措置等）	第九条 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する。（日本弁護士連合会等の責務）
第九条 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する。（日本弁護士連合会等の責務）	（法的上の措置等）
（法的上の措置等）	第十一条 支援センターは、前項の主たる事務所のほか、地域の実情、業務の効率性その他の事情を勘案して必要な地に、事務所を置くことができ（資本金）
（資本金）	第十七条 支援センターの資本金は、設立に際し、政府が出資する金額とする。

2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。	3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」といいう。）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資することができる。	4 政府等は、前項の規定により支援センターに出资するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。	5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。	7 政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。
（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）
第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。	第二款 日本司法支援センター評価委員会	第三款 設立	第四款 理事長等の任命	第五款 理事の任期	第六款 法務大臣の任命
1 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。	（理事長及び監事二人を置く。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、法務大臣の任命によるものである。）
3 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）

（理事長及び監事二人を置く。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）
1 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
3 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）
第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。	第二款 日本司法支援センター評価委員会	第三款 設立	第四款 理事長等の任命	第五款 理事の任期	第六款 法務大臣の任命

（理事長及び監事二人を置く。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）
1 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
3 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）
第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。	第二款 日本司法支援センター評価委員会	第三款 設立	第四款 理事長等の任命	第五款 理事の任期	第六款 法務大臣の任命

4	法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を解任しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聽かなければならない。
5	法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
6	理事長は、第二項又は第三項の規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
7	(役員及び職員の秘密保持義務)
8	第二十七条 支援センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
9	(役員及び職員の地位)
10	第二十八条 支援センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
11	第二十八条の二 法務大臣は、準用通則法第五十条の二第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬及び退職手当(次項において「報酬等」という。)の支給の基準を評議委員会に通知するものとする。
12	評議委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、法務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
13	(審査委員会)
14	第二十九条 支援センターに、その業務の運営に特に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させたため、審査委員会を置く。
15	審査委員会の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者(支援センターの役員及び職員以外の者に限る。)につき理事長が任命する。
16	一 最高裁判所の推薦する裁判官 一人 二 檢察総長の推薦する検察官 一人 三 日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士 二人
17	四 優れた識見を有する者 五人
18	(業務の範囲)
19	第三節 業務運営
20	第一款 業務
21	第二十九条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。 一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の

二	民事裁判等手続又は行政不服申立手続において自己の権利を実現するための準備及び進行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務
三	契約弁護士等(支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法務事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者との間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士等)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
四	(1) 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(以下この項において「特定援助対象者」という。)を援助する場合 (2) 特定援助対象者以外の国民等を援助する場合
五	口 イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

一	一に支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を行ふこと。 二 一に規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに提出する書類を作成する事務を行ふこと。
二	三 特定援助対象者であつて、近隣に居住する親族がないことその他の理由により、弁護士・弁護士法人、弁護士・外国法務事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることができないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。
三	四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。
四	五 特定侵害行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十号)第一条第一項に規定するつまとい等若しくは同条第一項に規定するつまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。)を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に関する必要な法律相談を実施すること。
五	六 国の委託に基づく国選弁護人及び国選付添人(以下「国選弁護人等」という。)の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

(法律事務取扱規程)
第三十五条 支援センターは、第三十条に規定する業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱われる法律事務の処理に関する規程(以下「法律事務取扱規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

法律事務取扱規程には、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

前条第三項から第六項までの規定は、法律事務取扱規程について準用する。

(国選弁護人等の候補の指名及び通知等)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第六号の業務の開始前に、国選弁護人等及び国選被患者参加弁護士の業務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の契約約款には、国選弁護人等及び国選被患者参加弁護士の業務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等及び国選被患者参加弁護士の候補の指名及び通知等)。

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第五項に規定する報酬及び費用の算定の基準を定めるため必要な事項は、法務省令で定める。

第三十四条第三項から第六項までの規定は、第一項の契約約款について準用する。

第一項の契約約款によらなければならぬ。

国選被患者参加弁護士の業務の取扱いに関して、その取り扱う事件に対応して支払すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならぬ。

(国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第六号の業務に関して、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通

知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(国選弁護人等の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法又は少年法の規定により国選弁護人等を付すべきときは、支援センターに対するべき請求権等の額を定める。この場合において、その算定に関する手続に於ける最高裁判所規則

第二支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

支援センターは、前項の規定による請求権等の額を定めるところにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の業務を取り扱わせるものとする。

費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第八十八条の規定にかかるわらず、執行の指揮をするべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続に於ける最高裁判所規則

裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に關し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。

国選付添人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条 国選弁護人等契約弁護士が国選弁護士に国選弁護人等の業務を取り扱わせるものとする。

国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等の業務を取り扱わせるものとする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者等契約弁護士が当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士に係る費用の額の算定の例に於ける最高裁判所第十四条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

三 裁判所は、第一項の期間において、国選被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適用しない。

四 業務運営の効率化に関する事項

五 財務内容の改善に関する事項

六 その他業務運営に関する重要な事項

三 提供するサービスその他の業務の質の向上に關する事項

二 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

二 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者等契約弁護士が当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士少年法第二十条の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

一 裁判所は、第一項の場合において、国選付添人の報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者等契約弁護士が当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等の業務を取り扱わせるものとする。

二 中期目標の期間における業務の実績	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

四 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
五 短期借入金の限度額	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
八 剩余金の使途	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
九 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

第十一条の二 支援センターは、毎事業年度の事業年度における業務の実績	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
二 中期目標の期間における業務の実績	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

第四十二条 法務大臣は、前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
二 前号に掲げる業務以外の業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
一 第三十条第一項第六号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
二 前号に掲げる業務以外の業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
二 前号に掲げる業務以外の業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

第四十四条 支援センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他法務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
二 支援センターは、前項の規定による検討を行ううえ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
三 第一号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
四 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに法務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書を添付しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
五 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、支援センターの中期目標の期間の終了時までに、その主要な事務及び事業の改廃に關し、法務大臣に勧告することができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
六 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
七 評価制度委員会は、第五項の勧告をしたときは、法務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。（違法行為等の是正）	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
八 支援センターは、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
九 第四十二条の二 法務大臣は、支援センター又はその役員若しくは職員が、この法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、支援センターに対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
十 支援センターは、前項の規定による法務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を法務大臣に報告しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
十一 評価制度委員会は、第四項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認められるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。（この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
十二 第四十四条 支援センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他法務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
十三 第三十条第一項第六号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
十四 前号に掲げる業務以外の業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

第445条 支援センターは、第四十三条に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
一 第三十条第一項第六号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
二 前号に掲げる業務以外の業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
三 前号に掲げる業務以外の業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
四 前号に掲げる業務以外の業務	中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

ければならない。ただし、同条第一号に掲げる業務に係る勘定において、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算における勘定を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第八号の剩余额の使途に充てることができ。法務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第六号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第六号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てなければならない。

3 法務大臣は、第一項の承認をしようするとときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 支援センターは、第一項に規定する積立金額に相当する金額から同項の承認を受けた金額の

額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

2 同各項に定めるもののほか、納付金の納付は、その勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内に、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして法務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 支援センターは、長期借入金及び債券発行をすることができない。

第四十七条の二 支援センターは、不要財産である（不要財産に係る国庫納付等）

2 つて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」といいう。）については、遲滞なく、法務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2 支援センターは、前項の規定による政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が定める

基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第四十二条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2 同各項に定めるもののほか、納付金の納付は、その勘定に係る不要財産又は当該請求に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条 支援センターは、中期計画の第四十一条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして法務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 支援センターは、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて法務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 支援センターが第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、支援センターの資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として法務大臣が定める金額については、支援センターに対する政府からの出資はなかつたものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

3 支援センターが第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 支援センターが前項の規定による払戻しをしたときには、支援センターの資本金のうち当該払戻しをした持分の額について、支援センターに対する出資者からの出資はなかつたものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による地方公共団体出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、支援センターは、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 法務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

第四十七条の三 支援センターは、不要財産である（不要財産に係る地方公共団体出資の払戻し）

2 つて、地方公共団体から出資に係るもの（以下この条において「地方公共団体出資に係る不要財産」といいう。）については、法務大臣の認可を受けて、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において單に「出資者」という。）に対し、法務省令で定めるところにより、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第七号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供する法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第七号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 法務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四十八条 独立行政法人通則法の規定の準用

2 第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十二条の四から第二十二条まで、

二 第四十条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第四十五条第三項又は第四十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十条 知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二条）その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とみなして、これらの法令を適用する。
(法務省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

